

秋田県告示第124号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和元年7月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザー測量 1メートル及び5メートルグリッドデータ）
- 2 作業期間 令和元年7月25日から同年11月29日まで
- 3 作業地域 鳥海山及び鳥海山周辺
秋田県にかほ市象潟町西中野沢、小砂川、川袋、大砂川、洗釜、本郷、横岡、馬場及び冬師
秋田県由利本荘市矢島町城内、元町及び荒沢並びに同市鳥海町猿倉、下直根及び百宅